

当事者間に次のとおり**和解成立**

第1 当事者の表示

茨城県 [REDACTED]

原告 [REDACTED]

茨城県 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

同 訴 訟 代 理 人 [REDACTED]

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状記載のとおりであるからこれを引用する。

第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金債務として、**金10万円**の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成22年9月末日限り、原告名義の [REDACTED] 銀行の [REDACTED] 口座 ([REDACTED], 口座番号 [REDACTED] [REDACTED]) に振り込む方法により支払う。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告の間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 片見光雄

これは正本である。

平成22年9月2日

笠岡簡易裁判所

裁判所書記官 片見光雄

